

## 保育士等の資格保持者でお子様の保育施設利用を希望される方へ

待機児童解消対策として保育士確保に取り組むため、下記のとおり利用調整における保育士等への加点を設けています。

### 加点条件（1～4をすべて満たす必要あり）

- 保護者が、保育士・保育教諭・幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭・看護師・准看護師・保健師のいずれかの資格を有しており、①2・3号認定定員を設定する認可保育施設、②幼稚園、③企業主導型保育事業、④高槻認定こども園分室（年度利用保育）、⑤高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）にて、保育士・みなし保育士・幼稚園教諭として勤務している又は勤務予定であること。  
あるいは、保育士・看護師・准看護師・保健師・助産師のいずれかの資格を有しており、認可保育施設（小規模保育事業所等を除く）、幼稚園、企業主導型保育事業にて、病児保育事業に従事している又は従事予定であること。

| 対象施設                   | 通常保育・教育  | 病児保育事業<br>(病児・病後児・体調不良)        |
|------------------------|--|--------------------------------|
|                        | 認可保育所、認定こども園、<br>小規模保育事業所等、<br>幼稚園、企業主導型保育事業、<br>高槻認定こども園分室（年度利<br>用保育）、高槻認定こども園休<br>日・一時預かり保育（定期利<br>用） | 認可保育所、認定こども園、<br>幼稚園、企業主導型保育事業 |
| 保育士                    | <b>加点対象</b>  | <b>加点対象</b>                    |
| 幼稚園教諭<br>小学校教諭<br>養護教諭 | <b>加点対象</b>  | 加点対象外                          |
| 看護師<br>准看護師<br>保健師     | <b>加点対象</b>  | <b>加点対象</b>                    |
| 助産師                    | 加点対象外  | <b>加点対象</b>                    |

- 常勤又は常勤に準ずるものとして、月120時間以上（週30時間以上）勤務・従事している又は勤務予定・従事予定であること。
- お子様が認可保育施設等を利用する間は、就労証明書に記載される勤務場所・勤務時間で保育士等として勤務・従事すること。
- 上記1～3の事項について記載された同意書（職場の証明印が必要）に各資格を証する書類の写しを添付して提出すること。（同意書の様式は保育幼稚園事業課窓口・本市ホームページ「幼稚園・保育所等に関する様式集（保護者向け）」にございます。）

### 加点内容

| 勤務地  | 市内    | 市外   |
|--|-------|------|
| 2・3号認定定員を設定する認可保育施設  | +10 点 | +3 点 |
| 幼稚園  | +6 点  | +1 点 |
| 企業主導型保育事業、高槻認定こども園分室（年度利用保育）、<br>高槻認定こども園休日・一時預かり保育（定期利用）    | +6 点  | +1 点 |
| 認可保育施設・幼稚園・企業主導型保育事業のいずれかにて勤務予定であるが、<br>いずれで勤務するかは、まだ決定していない | +6 点  | +1 点 |

### 注意事項

- 本加点は利用調整上の加点であり、入所を保障するものではありませんのでご了承ください。
- 保護者ともに保育士等で本加点の対象の場合、加点は一方のみ（どちらかのみ）となります。